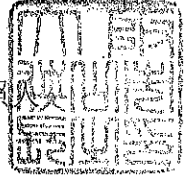


日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
連合大阪河内地域協議会
議長 鳥井一雄様
連合大阪南河内地区協議会
御代表者 様

大阪狭山市長 古川 照



2020(令和2)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

標記の要請について、下記のとおり回答します。

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

回答【農政商工グループ】

地域就労支援事業について、本市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、求人求職フェア等を実施しているほか、「地域若者サポートステーション事業」を活用し、市役所内で相談事業を実施しています。

さらに、南河内地域労働ネットワークの加盟や支援団体等の協力により、支援体制の強化を図ります。

<継続>

② 障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼ

ロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

回答【農政商工グループ】

障がい者の就労支援について、地域就労支援センターにおいて、雇用・就労の実現を支援するC-STEP事業への推薦を実施しています。今後は、関連部署と協力し、より充実した障がい者就労支援の体制強化を図ります。

回答【人事グループ】

本年6月1日現在における本市の障がい者雇用率は、市長部局で法定雇用率2.5%に対し2.8%、教育委員会事務局で法定雇用率2.4%に対し2.72%といずれも法定雇用率を上回っている状況です。

今後も、障がい者雇用率を充足できるよう、採用試験を計画的に実施するとともに、障がいをもつ職員が能力を発揮して活躍でき、継続して働き続けることができるよう、その特性に応じた合理的配慮や相談体制の充実などに努めていきます。

回答【福祉グループ】

本市では、障がい者の経済的自立に向けた就労環境の推進は重要なことと位置づけ、計画相談支援の活用を積極的に推進し、就労移行支援事業・就労継続支援事業・就労定着支援等の福祉サービスの効果的な活用につなげています。また、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を2カ所設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら雇用を促進するなど、障がい者の就業の拡大に努めています。

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府「おおさか男女共同参画プラン」に掲載の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照

回答【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、女性の就業に向けたセミナー等を実施しています。今後も、大阪府やその他の自治体等の就業支援施策についても情報収集し、広く周知していきます。

回答【人事グループ】

平成28年3月に策定した「大阪狭山市特定事業主行動計画」において、課長級以上の管

理職の女性職員の割合を平成32年度（2020年度）に15%にするという目標を設定し、女性職員の管理職への登用に積極的に取り組んでおり、同計画の実施状況の公表及び点検を毎年実施しているところです。

また、昨年度より、子育て世代を中心とした職員によるワーキングを開催することで、仕事と家庭の両立に向けて、職場全体の意識改善につながる施策の検討を行っているところです。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

平成30年度（2018年度）に第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン（改定版）を策定し、その一部を「大阪狭山市女性活躍推進計画」に位置付けています。同計画を踏まえ、大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）の事業において、市農政商工グループと共催でキャリアカウンセリングを開催するなど、関連事業を展開しています。

(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

回答【人事グループ】

非常勤職員の雇用のあり方について、制度的な均衡を図る観点から地方公務員法が改正され、来年度から「会計年度任用職員制度」が始まることに伴い、関係者への説明など、制度の周知に努めているところです。

また、パワーハラスメント防止義務についても、現在制度構築を行っているところであり、指針等の策定が完了した時点で、職員に向けて広く周知徹底していく予定としています。

回答【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、大阪府総合労働事務所とともに労働に関する法制度を周知するセミナーを実施しています。今後も大阪府や市商工会などと連携し、情報収集し、中小企業への周知に努めます。

<継続>

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人

票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

回答【農政商工グループ】

社会保険労務士による労働相談を実施し、電子メールによる相談にも対応するなど、労働者からの相談を受ける体制を構築しています。今後も引き続き、労働相談の充実に努めます。

<継続>

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実に努めること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

回答【農政商工グループ】

地方創生交付金事業を活用する事業は実施していませんが、南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、女性のための労働相談コーナーの設置や、若者の就労相談を地域若者サポートステーション事業として実施しています。今後も、市内の魅力ある企業について調査・研究を行い、情報提供に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<補強>

① 男女共同参画社会をめざした取り組み（★）

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実に努めること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも広まるように努めること。

回答【人事グループ】

本市においては、地方公務員の育児休業等に関する法律その他関係法令の改正に伴い、

職員の育児休業等に関する条例を改正し、法令に準拠した働きやすい環境整備に向けて取り組んでいます。

また、特定事業主行動計画に基づき、男性の育児休業や年次有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減にかかる全庁的な意識啓発を行うなど、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきます。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局等が実施する使用者を対象としたセミナーについての情報を、広報誌やホームページを活用し、提供します。

また、南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業において、女性のための労働相談コーナーや、就労セミナーを設けています。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

平成30年度（2018年度）に第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン（改定版）を策定し、国・府に置ける基本計画との整合性を図るとともに、本市の各施策における目標の修正や取り組みの拡大を盛り込みました。

妊娠、出産、育児、介護を理由に離職することなく、安心して働き続けることのできる環境整備とともに、男性の育児休業の促進など、男女共同参画の推進に向けた啓発事業を大阪狭山市男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）と共同で進めていきます。

<継続>

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

回答【人事グループ】

がんを始めとする病気の早期発見・早期治療に向けて、人間ドックの受診勧奨を行っています。

また、長期で病気休暇を取得した職員が復職する際には、職員の健康状態を把握したうえで、就業に必要な措置を講じるとともに、主治医との面談を通じて、復帰に際して配慮すべき事項を確認するなど、職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行っています。

今後も、産業医とも連携をとりながら、治療と職業生活の両立支援のための環境整備に努めていきます。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、市商工会などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、トライアングル型サポート体制や働き方改革実行計画について、広報誌やホームページを活用し情報提供、啓発を行います。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

回答【農政商工グループ】

不当労働行為企業が発生しないよう、不当労働行為として禁止されている事柄の周知に努め、労働者の支援について調査・研究を行ってまいります。

<新規>

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について（★）

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

大阪狭山市人権協会と共催で外国人の人権に関するワークショップや啓発イベントを開催するとともに、人権いろいろ相談において市内で活動する日本語読み書き教室と連携しながら、外国人労働者やその家族に対する相談対応を行っています。今後は多言語による情報発信媒体の作成など、外国にルーツを持つ人々が定着しやすい環境整備に取り組んでまいります。

回答【農政商工グループ】

外国人労働者が安心して働くための必要な施策や実施方法について、大阪府や近隣自治体等の好事例について、調査・研究を行ってまいります。

<新規>

(7)『会計年度任用職員』について

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

回答【人事グループ】

会計年度任用職員制度については、本市9月議会において関係条例を整備し、市議会で承認されたところです。

現在、制度導入に伴う財政的な影響額の試算や、会計年度任用職員が担う職のあり方、さらには、組織機構や定員管理のあり方も含め、庁内関係部署と調整を図りながら検討を行っているところであり、地方公務員法の服務に関する規定の適用など、正規職員に準じた制度設計を行う予定です。

また、制度周知に向けた庁内説明会を開催しているところであり、引き続き、円滑に制度導入ができるよう、具体的な制度設計に向けた協議を関係団体と行い、規則等の必要な例規を整備していきます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

回答【農政商工グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や市商工会との連携を強化し、経営相談や経営指導、商工業者の育成など、中小企業に対する経営支援策の充実を図ります。また、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

<新規>

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

回答【農政商工グループ】

中小企業の支援策として、技能五輪の予選と併せて実施される各都道府県が実施する国家検定である技能検定の受検費用を、市内の中小企業者及び小規模企業者が、事業者負担で従業員を受検させ合格した場合、受検手数料の半額を交付する、大阪狭山市技能検定受検手数料補助金制度を設けています。今後、この制度の広報と併せて技能五輪の情報の発信に努めます。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

回答【農政商工グループ】

中小企業への支援策として、大阪府制度融資を利用している事業者に対し、利子補給金及び信用保証料の補給制度の実施や、中小企業庁によるセーフティネット保証制度や日本政策金融公庫の融資制度の案内を行っており、今後も起業・創業する者に有効な融資等の啓発を商工会等と連携し、適切に行います。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

回答【農政商工グループ】

事業継続計画（BCP）の策定・運用について、市商工会や関係機関と連携しながら、広報誌等を通じ、中小企業への周知を図ります。また、制度導入に向けた調査・研究を行います。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

中小企業の拠り所となる下請かけこみ等の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

回答【法務・契約グループ】

下請取引の適正化に向け、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法を遵守するよう努めていきます。

また、建設工事の契約時において、下請契約を締結するすべての元請業者に対し、施工体制台帳の写しの提出により下請状況の確認を行っています。加えて、中小企業庁が策定された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成19年6月策定）及び国土交通省から通知された「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第276号）についても引き続き遵守します。

受注事業者には、今後も中小企業の公正取引の確立に向けて、下請2法等の遵守を契約締結時に口頭又は書面にて周知及び指導を行います。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

〔総合評価入札制度 導入済の自治体〕

※河内長野市、東大阪市、富田林市、柏原市、八尾市（導入年度順）

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内20市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

回答【法務・契約グループ】

総合評価入札制度の導入については、現在の執務体制では評価体制の整備が困難であることや、実施に係る負荷を勘案し、現時点では考えていません。

公契約条例については、1つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後とも国に要望します。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアの推進（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

回答【高齢介護グループ】

団塊の世代が75歳を迎える2025年度までに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携・協力しながら進めていきます。

また、大阪狭山市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの提供体制の充実や、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、見守り体制の構築・強化と、認知症への理解促進を図り、高齢者支援のための体制づくりを推進しています。

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業『おおさか健活マイレージアスマイル』」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

回答【健康推進グループ】

本市では、健康寿命の延伸をめざし、健康大阪さやま21（第2次計画）（平成27年3月策定）に基づいて計画を推進するとともに、進捗管理も年度ごとに行っています。疾病の早期発見と早期治療を推進するため、がん検診の受診や、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防とその重症化の予防についても、市民への周知と啓発を行い、関係機関と連携しながら、市民の主体的な取り組みを推進しています。

また、大阪府の「健活10」や「健康マイレージ事業（アスマイル）」についても、市広報誌やイベントで周知、啓発を行っており、市民の利用を推進しています。

<新規>

(3)医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、働き方改革実行計画について、広報誌やホームページ等を活用しての情報提供、啓発に努めます。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

<補強>

①介護労働者の処遇改善と人材の定着（★）

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

回答【高齢介護グループ】

介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、処遇改善加算が拡充されるよう、引き続き、国や府に対し要望します。

市においても、介護人材等の確保対策が適切に実施できるよう、大阪府等と連携を図りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」にむけた支援を行っています。また、総合事業における緩和した基準による、サービス提供従事者研修を定期的開催し、その周知に努め幅広く介護人材の育成を図っています。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

回答【高齢介護グループ】

地域包括支援センターが持つ機能や役割が十分に発揮できるよう、人員体制の確保や連携強化を図り支援を行っています。また、身近な相談機関としての役割について、広報誌やホームページを活用し周知を行うとともに、地域の団体に出前講座を行う等、普及啓発に努めています。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

回答【保育・教育グループ】

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、今後の人口変動予測やニーズ調査の結果等も踏まえ利用者の推計を行い、引き続き待機児童を出さないよう需要に見合った保育の提供体制の整備に取り組んでいきます。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

回答【保育・教育グループ】

保育士等については適正な人員配置を行うとともに、令和2年度から施行される会計年度任用職員制度の適正な運用に努めていきます。

また、民間施設に対しては、保育士等の確保のためには、処遇改善が重要であることを周知し、処遇改善等加算の適切な運用を徹底するとともに、市主催の研修参加の促進などにより、保育の質の確保に努めていきます。

なお、本市では定期的に園長会を開催し、研修をはじめとする情報提供や意見交換を行うとともに、現場の課題やニーズの把握に努めています。

回答【放課後こども支援グループ】

放課後児童支援員については、円滑に事業運営が行えるよう人員の確保や適正な人員配置に努めるとともに、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度を適正に運用し、今後も働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

なお、本市では、これまでも支援員を対象とした外部講師を招いての日常業務に関連したテーマの研修や情報交換を定期的に行っており、今後も研修を通して、支援員の資質向上に取り組んでまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

回答【保育・教育グループ】

病後児保育や延長保育などについては、需要に見合った実施体制であり、今後も引き続き国基準に基づき補助を実施していきます。

病児保育については、医療機関との連携が不可欠であることから、引き続き医師会と相談しながら実施に向けて検討していきます。

また、夜間保育については延長保育の利用状況なども見ながら実施の可否を検討していきます。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

回答【保育・教育グループ】

現在、本市には企業主導型保育施設はありませんが、今後、開設された場合には保育の質の確保をはじめ、適正に事業が運営されるよう、必要に応じ国へ要望していきます。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

回答【生活援護グループ】

子どもの学習・生活支援事業については、平成30年10月より中学生を対象に実施しております。さらに、令和元年10月からはより早い段階からの支援として小学校4年生から6年生を対象とした支援を行っています。

回答【子育て支援グループ】

子どもの貧困に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現在策定中である第二期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）の中に柱立てを行い、庁内関係部署との連携を図りながら、子どもの貧困対策に資する事業として進めていく予定です。

回答【社会教育・スポーツ振興グループ】

居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みについては、「さやま元気っこ推進事業」として、子どもたちが放課後の学校で安全で安心して過ごせる居場所として、学習支援チューター事業・放課後児童会との連携を図り、遊び・体験・交流・学習支援など様々な分野のプログラムを実施しています。

また、令和元年度7月より「大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金制度」を設立し、子どもたちが、地域の中で安全に安心して過ごせる居場所（放課後等に食事や学習、団らんなど）づくりを行う団体に、実施に要する経費の助成を行い、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を行っています。

(7)子どもの虐待防止対策について（★）

<補強>

①児童虐待防止対策について

〔子育て世代包括支援センター設置済み自治体〕

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

回答【子育て支援グループ】

本市では子育てに対する不安や孤立感をなくし、虐待を未然に防止するため、子育て支援拠点施設等において相談や助言、親子交流、子育て講座等を実施しています。また、毎年11月における児童虐待防止月間の取り組みについて、子育て情報アプリや広報誌・市ホームページ、子育て支援拠点施設等にて周知を行っています。なお、児童虐待防止法の改正も踏まえ、これまで以上に大阪狭山市こどもネットワーク協議会の関係機関や団体との連携と情報共有を図っていきます。

回答【健康推進グループ】

本市では、子育て世代包括支援センターの基本型2か所と母子保健型1か所を設置し、妊娠期から切れ目のない母子の健康の保持増進と子育て支援を行っているところです。またそれらの支援を通して、乳児及び幼児への虐待の予防や早期発見ができるよう、市民への周知、啓発を行うとともに、相談・支援を関係機関と連携して実施しています。

[子育て世代包括支援センター未設置の自治体]

※柏原市、藤井寺市、千早赤阪村（2019年7月1日現在）

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターを設置すること。また、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるよう事業運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

<新規>

②父子を対象とした養育教育の充実について

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけでなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

回答【子育て支援グループ】

父親の養育力を高め、児童虐待の防止と予防に向け、本市の子育て支援拠点施設等で実施する事業において、今後、父子を対象とした子育てに関する講座等を実施していきます。

回答【健康推進グループ】

本市では、妊娠期からの支援として、妊娠届け出から出産までの間に、助産師が妊婦と

個別の面談を実施し、出産・子育てが安心して行えるよう必要な支援をしています。父親に対しては、ママパパ教室やプレママ・プレパパほっとカフェ、また個別相談を通して、出産・育児について理解するとともに、育児を実技実習で学ぶ機会も設けています。また、この相談支援を通して、乳幼児の適切な養育環境が整えられるよう、支援していきます。

<新規>

③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

回答【子育て支援グループ】

本市における子ども家庭総合支援拠点の整備にあたっては、常勤の専門員の確保が大きな課題となっていますが、2022年度までの設置に向けて庁内関係部署との協議を行い、鋭意取り組んでいるところです。

<継続>

(8)アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

回答【健康推進グループ】

本市では、健康大阪さやま21（第2次計画）（平成27年3月策定）に基づき、アルコール依存症と生活習慣病の予防の観点から「適正な飲酒」について、啓発を行っています。

また、ギャンブル依存症につきましては、アルコール依存症と併せて対策の推進を大阪府に要望しています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて (★)

<補強>

① 指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

回答【学校教育グループ】

少人数学級編制については、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学力向上や豊かな人格形成に向けた取り組みをきめ細かく行っていくために、大切であると考えています。

定数改善については、今後とも大阪府に要望するとともに、機会をとらえて国に働きかけます。

教職員の長時間労働を是正するために、電話の音声応答対応による勤務時間外の対応の軽減や、大型テレビや教室用タブレット端末の導入による授業準備の負担軽減を図っております。また、教職員が年休を取得しやすいように、夏季休業中に学校閉庁日を設定したり、定時退勤日やノークラブデーを設定したりする等、働き方改革の取り組みを進めていきます。

本市では、英語教育については小・中学校にALTを配置したり、NPO法人と連携して小学校に英語活動支援員を配置したりする等の人材支援を行っています。また、図書館教育については、各小・中学校に1名ずつ学校図書館司書を配置して、読書教育の充実と教職員の負担軽減に努めています。

部活動については、国のガイドラインを踏まえた「大阪狭山市立学校における運動部活動の方針」を策定し、学期中は週2日以上以上の休養日を設けて、生徒や教職員の負担が過度にならないよう配慮しています。

<新規>

② いじめや不登校への対応について

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

回答【学校教育グループ】

いじめや不登校などの教育課題に対応するために、本市では府配置の3名のスクールカウンセラーに加え、市費で2名のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教

職員等の相談を受け付けています。スクールソーシャルワーカーについては、府費による配置のほかに3名のスクールソーシャルワーカーを市費で配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応できるようにしています。

不登校の児童生徒については、毎月の各小・中学校からの報告を通して状況を把握しています。また、現在のところ「ひきこもり地域支援センター」等は設置していませんが、普段から福祉部局や社会福祉協議会、医療機関と連携して不登校支援を進めております。今後も関係機関と引き続き連携し、児童生徒や保護者、教職員への支援を充実してまいりたいと考えております。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

回答【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な生徒が安心して学校に通うことができるようにすることは、非常に大切なことであるととらえており、市長会等を通じ国に要望します。また、大阪府にも機会をとらえて要望します。

なお、本市では教育の機会均等を目的とした「大阪狭山市育英金」の貸付制度を設けています。高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程へ進学を希望し、又は在学し、経済的な理由のために就学が困難な者を対象に、在学する高等学校等の最短就業年限の卒業期まで、月額最大12,000円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けていません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しています。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

回答【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局からの労働者への啓発情報の収集を行い、広報誌やホームページ等を活用しての情報提供、啓発に努めます。

回答【学校教育グループ】

児童生徒が働くことについて主体的に情報収集し、必要な知識を深めて活用することができるよう、キャリア教育や進路指導の充実にも努めていきます。

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにとともに、小・中学校からの主権者

教育を今後も充実させていく必要があると考えています。社会科の公的的分野の学習を中心として、児童生徒が政治に参加する仕組みを理解し、社会を構成する一員として意識を高めていけるよう、模擬選挙の実施等体験的な取組みを工夫していきます。

(4)人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の施行以前から、在日外国人等に対して差別や暴力を扇動するヘイトスピーチデモ等については、人権連続学習講座や人権週間事業での講演会を開催するなど、様々な機会をとらえて、市民への啓発を行い共生社会の実現に取り組んできました。法施行に伴い、より一層意識の高揚を図ることができる啓発を推進するとともに、市民の差別に関する相談については、人権担当職員が大阪府の人権相談員養成講座を受講し、相談員としてのスキルアップを図るなど、被害者に寄り添った相談に取り組めます。

条例制定につきましては、令和元年(2019年)11月1日に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されましたことから、同条例の主旨をふまえ、本市におきましても周知に努めつつ、府内市町村の取組み事例の収集に努めていきます。

<補強>

②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、男女共同参画推進センターにおける講座や職員研修を兼ねた人権協会の人権学習等において、性の多様性をテーマにした講座を実施してきました。また、男女共同参画推進プランの見直しにあたって、性の多様性に関する教育の推進を追加し、施策の充実を図っています。

「同性パートナーシップ条例」、誰もが利用しやすい行政施設の環境整備については、令

和元年（2019年）10月30日に施行されました「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び府、府内先進自治体の取り組みを踏まえ、本市事務事業等においても実効性のある取り組みを実行できるよう調査、検討していきます。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

回答【人事グループ】

職員の採用試験は、標準職務遂行能力及び適正の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して、平等の条件で公開されなければならないものです。職員採用試験において、「公正な採用選考」の趣旨を正しく認識し、採用活動を行うため、庁内向けに通知等を発信するなど、組織全体として更なる取組と意識の向上を図っています。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

本市では毎年、6月の就職差別撤廃月間に広報誌で就職差別撤廃の啓発記事を掲載するとともに、ハローワーク、大阪狭山市企業人権協議会と合同で街頭啓発を実施しています。また大阪狭山市企業人権協議会でも、年間を通して公正採用に関する研修やフィールドワークを実施し、大阪企業人権協議会やハローワークが実施する研修会への参加を呼びかけ、「人権リーダー養成講座」へは企業人権協議会加盟事業所から毎年複数人が参加しています。

「部落地名総鑑事件」への痛烈な反省から公正採用推進員制度が発足した歴史的経過からも、「部落差別解消推進法」施行に伴い、啓発物品などを活用し、企業をはじめ広く住民に法律の周知を図り、より一層の差別意識の解消にむけた人権啓発に取り組めます。

<新規>

(5) 地方自治体におけるSDGs推進について

地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

回答【企画グループ】

SDGsの推進にあたっては、次期総合計画において各施策と関連づけるなど、市全体として、各方面から取組みを進めていきます。その中で、格差の是正や貧困対策についても検討していきます。

<新規>

(6)子どもの権利の問題について

2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

回答【学校教育グループ】

本市では、各校の児童会・生徒会の代表が集まって「大阪狭山市生徒会サミット」を実施し、いじめ問題を中心に、学校生活を取り巻く課題について話合っています。話し合った内容や課題解決の方策は、各校の代表が自校に持ち帰り、児童会・生徒会の活動と関連付けて他の児童生徒に発信しています。

本年度、小学6年生を対象とした弁護士による「いじめ出前授業」を実施し、いじめ防止や子どもの人権について、講話を開催しました。

本市では「子どものオンブズパーソン制度」は導入していませんが、いじめや虐待に悩む児童生徒の相談窓口として、大阪狭山市教育委員会の連絡先や、大阪府教育委員会の「すこやか教育相談」の連絡先を記載したカードを配付して、周知に努めています。

回答【子育て支援グループ】

子どもが人権の意義や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、人権教育の充実を図ることや子どもの命や人権が尊重され子どもの意見が反映される社会をめざした広報・啓発活動を第二期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画に基づき関係部署と進めます。

また、児童虐待防止に向けた取り組みと、子どもに関する相談・支援体制についても充実・強化を図っていきます。

回答【社会教育・スポーツ振興グループ】

本市では、2020年度から、モデル校を選定し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を実施します。学校・家庭・地域で情報及び課題・目標・ビジョンの共有を図り、社会総がかりで子どもたちの育ちを見守る体制を整えます。また、持続可能な開発目標（SDGs）のもと、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

<新規>

(7)外国人に対する施策の充実について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

回答【市民相談・人権啓発グループ】

外国人向けの相談窓口につきましては、市の人権いろいろ相談等、各種庁内相談窓口で対応しているほか、医療、仕事等専門分野につきましては大阪労働局や大阪国際交流センター等、民間 NPO を含めた情報提供を行っていますが、今後もニーズの動向を注視しながら、先行自治体等の取り組みについて情報収集に努めていきます。日本語習得のための支援施策につきましては、社会教育所管グループや大阪狭山市人権協会と連携しながら、市内の日本語読み書き教室の運営について、支援を行っていきます。

回答【社会教育・スポーツ振興グループ】

日本語習得のための支援策につきましては、文化庁が実施している「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金」に現在申請中であり、この補助金は、地方公共団体と関係機関等が連携し、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、教育環境を強化し学習機会の確保を図ることを目的としています。来年度、市内の識字教室と連携と図り、ボランティア養成講座を実施する予定です。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進 (★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

回答【福祉グループ】

大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っています。

回答【生活環境グループ】

本市では平成26年度に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」を設置するなど、市民、事業者の皆さまと協働でごみの削減に取り組まれました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じています。

また、「食品ロス」について、啓発チラシの配布・講演会や啓発映画上映会の実施等の啓発活動を行ってきました。今後も「3010運動」等の周知など、新たな取り組みもを行い、ごみの排出抑制と循環型社会の形成の実現を目指します。

<継続>

(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答【農政商工グループ】

本市消費生活センターでは、消費者への情報提供や注意喚起については、市民を対象とするだけでなく、高齢者や障がい者、またその介添者、学校教職員等を対象としたセミナーを行っています。

<新規>

(3)プラスチックごみの問題について（★）

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標（SDグループ）の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

回答【生活環境グループ】

本市では平成26年度に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民や事業者に対してごみの分別やリサイクルを行うにあたり、市広報誌やイベントなどを通じて情報発信を行い、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」との協働で「レジ袋削減」に関する市民への啓発活動に取り組んできました。

また、「おおさかさやまプラスチックごみゼロ宣言」につきましては、2019年6月25日に宣言を行いました。清掃ごみの多くが街中や山中等の河川を通じて海中へ運ばれることから、市内のイベントでリユース食器使用やエコバックの配布などを行いました。今後もプラスチックごみ削減の取り組みを進めていきます。

<新規>

(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

回答【防災・防犯推進室】

高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止対策として、自動通話録音装置の無償貸与や広報誌・

ホームページによる注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、各種イベント等による啓発活動に努めています。

回答【高齢介護グループ】

本市では特殊詐欺などの犯罪被害防止のために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等と連携して、市民に対して周知を図り注意喚起に努めています。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<補強>

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

回答【土木グループ】

本市では、「大阪狭山市鉄道駅バリアフリー化補助金交付要綱」を制定しており、これまでも鉄道事業者と協議を行い、バリアフリー化対策として市内3駅で実施された、エレベーター設置や内方線設置などについて補助を行ってきました。

直近では平成30年度に、南海電鉄が実施する内方線設置工事にも補助を行っております。今後につきましても、バリアフリー施設の維持管理・更新時には鉄道事業者と協議を行っていきます。

<新規>

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。

回答【土木グループ】

高齢ドライバーへの安全対策につきましては、黒山警察署等と連携し、市内で行われる各種イベントに合わせて交通安全の啓発活動や、高年ドライバー向けの実技講習、安全運転講習会等を行い、交通安全対策に取り組んでおります。

また、免許返納者の対策については、本市商工会と協力し、市内事業者が高齢者運転免許自主返納サポート企業となるよう呼びかけを行い、参画をして頂いております。今後も引き続き、商工会と協力しながら市内事業者に対し、啓発を行っていきます。

また、本市のバス路線につきましては、市内全域を賄うように循環バス、路線バスのバス停を配置し、ほぼ交通空白地帯はないよう努力しています。今後も公共交通網の維持に

努めていきます。

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

回答【防災・防犯推進室】

防災マップの配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動を実施するとともに、自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や防災資機材・防災活動に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしています。

また、市主催の総合防災訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関等も参加していただき、地域の防災力の向上に取り組んでいます。

避難行動要支援者については名簿を作成し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備しています。

また、地域住民や団体と連携し、避難所運営訓練など具体的な訓練を実施しています。

市のホームページについては、平常時から様々な防災情報を発信するとともに、災害発生時には災害関連情報を集約しトップページに掲載するなど、市民にとって見やすくわかりやすい情報発信に努めています。

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生時間帯が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外

国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

回答【防災・防犯推進室】

発災時における安否確認及び参集状況を迅速に把握し、動員計画に基づいた災害応急対策体制の確実な整備を行うことを目的として、安否確認サービスを利用した職員安否確認訓練を定期的に行い、人員体制の確保に努めています。

また、自治体間の連携については、近隣市町村と災害相互協定を締結しており、日頃から情報交換を行い、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、連携強化を図っています。

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え、あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

回答【防災・防犯推進室】

河川洪水による浸水想定区域（200年に1度の降雨確率）や土砂災害（特別）警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し被害の防止対策の啓発に努めています。

避難情報の提供については、広報誌・ホームページで周知を行い、緊急時には同報系防災行政無線、緊急速報メール、状況によっては広報車等で確実な情報伝達に努めています。

回答【都市計画グループ】

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土砂災害特別警戒区域内に存在する住宅について、区域外へ移転する費用及び住宅の補強に係る費用の一部を補助する制度を創設し、住民への土砂災害による被害の軽減に努めていきます。

回答【下水道グループ】

雨水対策につきましては、時間雨量47.6mmを整備基準と定め、浸水被害を生じさせない対策を優先箇所から計画的に進めています。

また、気象の変化により頻発する局地的な集中豪雨等に備えるべく、予防保全として側溝・水路の清掃、ゲートの開閉点検等の水防巡視点検を実施するとともに、気象警報発令時には、参集・待機などソフト面での対策を図り、被害軽減に努めています。

<継続>

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した

啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

回答【防災・防犯推進室】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、市広報誌等による啓発に努めます。

自治体政策予算要請用語集

雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府総合労働事務所が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*「平成30（2018）年障害者雇用状況」（大阪労働局発表：2019年4月9日）

平成30（2018）年6月1日現在の大阪における民間企業の障害者雇用状況

- ・民間企業（法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者数 4万7817.5人
前年より7.5%（3348.0人）増え、15年連続の増加
- ・民間企業における実雇用率 2.01%（+0.09ポイント）〔全国 2.05%〕
- ・法定雇用率達成企業の割合 41.0%（▲4.5ポイント）〔全国 45.9%〕

注）「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、

同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

Cf) 障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

障害者とは身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者とする。（法第2条第1号）
→身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者（発達障害者、難治性疾患患者等）

*雇用義務の対象（身体障害者、知的障害者）

*実雇用率算定の対象（身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳所持者）

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定した。その後、2006年に一部改訂、2011年に後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定を経て、施策の検証・評価などから明らかになった課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、さまざまな人々が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、基本方針を定めた「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定した。

※「女性の就業率」：現状値 年平均47.7% (H29年)

目標値 全国平均を上回る (H31年度) ⇒全国平均49.8% (H29年)

「男性の育児休業取得者の割合」：

現状値 1.9% (H25年度)

目標値 全国平均を上回る ⇒全国平均：4.59% (H29年度)

*大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略

大阪府では、人口減少・超高齢社会のもとで、大阪の「成長の実現」と「安全・安心の確保」を同時に図るため、日本の成長を牽引する東西二極の一極としての社会経済構造の構築をめざすとともに、少子・高齢化等が及ぼす影響や将来の課題に的確に対応できるよう、実行性の高い標記戦略を策定した。

*地方創生交付金事業

2016年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

*SDグループ s

持続可能な開発目標（SDグループ s）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDグループ s）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDグループ sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

*次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針ならびに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしている。

*大阪府「男女いきいき」各種制度

(1)男女いきいき・元気宣言事業者登録制度（2003年度～）

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取り組みを進め、男性も女性もいきいき働くことができる元気な企業・団体をめざしてがんばっている事業者を、「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援している。

(2)男女いきいきプラス事業者認証制度（2018年度～）

上記「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」の登録からのステップアップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証する。

(3)男女いきいき表彰制度（2018年度～）

上記「男女いきいきプラス事業者認証制度」登録の事業者の中から、独創的、先進的な取り組みなどを行っている事業者を選考し、「男女いきいき事業者」として表彰する。

*不当労働行為救済制度

不当労働行為救済制度とは、憲法で保障された団結権等の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度である。労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する以下のような行為を「不当労働行為」として禁止している。

- (1)組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止（第1号）
- (2)正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止（第2号）
- (3)労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助の禁止（第3号）
- (4)労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱いの禁止（第4号）

*MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪の略）

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」。大阪府ものづくり支援課を中心に、さまざまな機関がものづくり企業を支援している。

*技能五輪全国大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生に

より、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国 48 カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

*サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009 年 9 月に千葉県野田市で初めて制定され、2010 年 2 月に施行された。2010 年 12 月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014 年 7 月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*健活 10

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18 歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントなどに参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*企業主導型保育（事業）

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

*生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業

2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度で、生活全般にわたる困難に対する相談に対応する中で、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めることなどが盛り込まれている。

*オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動

*子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」等に基づいて、2020年度末までに全国展開をめざすこととされている。

*LグループBT

「Lesbian（レズビアン）」、「グループgay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Trans グループender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

*SOグループI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and グループender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

*副首都推進本部

本部長に大阪府知事、副本部長に大阪市長が就任し、「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて、幅広く意見を聞きながら検討を深め、中長期的なビジョンや取り組み方向を明らかにする。

環境・食料・消費者施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*食品ロス

食べられる状態であるにも関わらず廃棄される食品。店舗での売れ残りや期限切れの食品、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど。

*3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前になったら自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込みなど、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

*避難行動要支援者

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

